

競争的資金における間接経費について

間接経費措置の趣旨

- 競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的資金をより効果的・効率的に活用する。
- 間接経費を競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

間接経費の主な使途の例

- 管理部門に係る経費
 - 管理施設・設備の整備、維持及び運営費
 - 管理事務の必要経費(物品購入費、消耗品費、人件費 など) など
- 研究部門に係る経費
 - 物品等に係る経費(備品購入費、消耗品費、機器借料、印刷代 など)
 - 研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費(研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費 など)
 - 特許関連経費
 - 研究棟の整備、維持及び運営経費 など
- その他の関連する事業部門に係る経費
 - 研究成果展開事業に係る経費
 - 広報事業に係る経費 など

* 上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

間接経費運用の基本方針

- 被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。